

薬生食監発 0128 第 1 号
元消安第 4 7 6 3 号
令和 2 年 1 月 28 日

各 (都 道 府 県
保健所設置市
特別区) 衛生主管部 (局) 長 殿
畜産主務部長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)
農林水産省消費・安全局動物衛生課長
(公 印 省 略)

英国の EU 離脱に関する対応について

英国向けに輸出される畜水産品等については、「対 EU 輸出食肉の取扱いについて」(平成 25 年 3 月 29 日付け食安発 0329 第 8 号、24 消安第 6381 号) 別紙「対 EU 輸出食肉の取扱要綱」、「対 EU 輸出水産食品の取扱いについて」(平成 21 年 6 月 4 日付け食安発第 0603001 号、21 消安第 2148 号、21 水漁第 175 号) 別紙「対 EU 輸出水産食品の取扱要領」、「対 EU 輸出食肉製品、乳製品、殻付き卵及び卵製品の取扱いについて」(令和元年 10 月 18 日付け生食発 1018 第 1 号、元消安第 2961 号) 別紙「対 EU 輸出食肉製品、乳製品、殻付き卵及び卵製品の取扱要綱」、「対 EU 輸出ゼラチン及びコラーゲンの取扱いについて」(令和元年 5 月 13 日付け生食発 0513 第 1 号) 別紙「対 EU 輸出ゼラチン及びコラーゲンの取扱要綱」及び「対 EU 輸出ケーシングの取扱いについて」(平成 11 年 3 月 17 日付け生衛発第 412 号) 別紙「対 EU 輸出ケーシングの取扱要領」により取り扱っているところです。

今般、英国が EU より離脱する旨の決定がなされたところ、英国向けの輸出にあたっては、以下に御留意いただくとともに、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

- 1 離脱前に EU 向けに認定されている施設は、離脱後であっても、引き続き英国向けの認定施設として認められること。

- 2 英国向けに畜水産品等を輸出する場合、移行期間である本年 12 月 31 日までは、現行の EU 向け証明書の添付にて英国より輸入が認められること。
- 3 今後、英国向けに畜水産品等を輸出する場合に使用する新たな証明書や離脱後に新たに英国向け輸出の認定を取得しようとする際の手続については、英国との協議が終了次第、改めて通知する予定であること。